2 9







つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年2月26日(火) 第9677号

次 ページ ○道路の区域変更(道路管理課) 2 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 2 ○都市計画地区計画の決定に係る縦覧(都市計画課) 2 選挙管理委員会告示 ○選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 3 ○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ き施設の定め等の告示の一部改正 6 人事委員会規則 ○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 7 ○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 7 監査委員公告 ○監査結果の公表 8 ○同 1 5 ○同 1 7 ○監査結果に基づく措置状況 2 5 公安委員会規則

○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

■ 告 示

◎群馬県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	伊勢崎深谷線	崎深谷線 同市境栄字二枚橋192番の2地先まで	前	8. 5~12. 2	3 4 5. 0
			後	16.0~19.0	3 4 5. 0
	平塚境停車場 線 2 地先から同市境東字町並215番の 2 地先まで	前	6. $6 \sim 12.7$	800.4	
		後	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	8 0 0. 4 5 8 0. 0	

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ 部県民生活課において縦覧に供する。

平成31年2月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成31年2月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すだち
- 3 代表者の氏名 吉岡範夫
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市上里見町845番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に障害を持つ方やその家族、支援者に対し日常生活に関するサポートをすることを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、甘楽都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年2月26日

群馬県知事 大澤 正明

1 都市計画の種類及び名称 甘楽都市計画地区計画 甘楽第一産業団地地区

- 2 都市計画の決定年月日 平成31年2月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び甘楽町建設課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

平成30年9月23日執行の館林市議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり 裁決した。

平成31年2月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

裁 決 書

群馬県館林市台宿町1-31 審査申立人 小 林 光 一

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成30年12月10日付けで提起された同年9月23日執行の館林市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、群馬県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、自ら立候補した本件選挙について、平成30年10月2日に館林市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年11月19日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙の実施体制に関し、以下のような様々な疑義が生じている。これらの疑義が解消されない限り、投開票の作業に疑問があり、本件選挙は無効である。

1 投票数が投票者数を1票上回るという事案の発生について

本件選挙では、投票総数が投票者数を1票上回るという事案(以下「1票の不一致」という。)が発生した。 その原因が究明されない限り、本件選挙は無効である。それにもかかわらず、市委員会は、1票の不一致が生じ た原因については何一つ触れず、選挙の公正性を主張するだけである。

2 投開票所における選挙管理委員や職員の役割について

本件選挙の投開票所において、市の選挙管理委員及び職員の役割が適切でなかった疑いがある。そのため、本件選挙に関わった市の選挙管理委員の情報(氏名、職位等)、開票作業に従事した市職員全員の情報(氏名、職位等)、市の選挙管理委員の選出規定、開票作業に従事する職員の選出規定を明らかにする必要がある。

この点について、市委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の3及び公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という)第273条に基づき、市職員への選挙に関する事務の委嘱を適法に行っていると主張する。しかし、期日前投票箱の管理等が適切であったという証拠を示すために、職員等の役割を具体的に説明していない。これは、法第273条の「職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職

員は、忠実にその事務を執行しなければならない」という規定に違反するものである。

3 期日前投票と投票箱の管理について

本件選挙においては、選挙の期日の午後6時28分に、開票所で期日前投票の投票箱を一人で運ぶ男性が目撃されたとの情報があるが、当該投票箱の送致が適切であるか否かを判断するために、この人物の氏名等の情報、市委員会との関係、市委員会がこの男性に出した指示及びその法的根拠、この投票箱に何が入っており、どのように管理されていたのかを明確にする必要がある。加えて、期日前投票の投票箱の管理規定や夜間等の保管体制についても、適切でなかった疑いがある。

しかし、市委員会は、1票の不一致が生じたにもかかわらず、期日前投票の投票箱及び鍵の管理について詳しい説明を行っていない。また、投票箱の閉鎖についても、選挙の公平性を担保するためには、密閉梱包の上割印を押すなどして厳重に封印しなければならないはずである。

さらに、投票箱の送致については、法第55条に「投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱(略)を開票管理者に送致しなければならない」と定められている。しかし、本件選挙では、前述のとおり、選挙の期日に開票所において、期日前投票の投票箱の送致が一人で行われていることが目撃されており、これは当該規定に違反するものである。

4 開票作業について

開票所における、開票従事者、開票立会人、観覧人、報道関係者等のチェック体制が適切ではない疑いがあるので、開票に従事する職員等の開票作業全般に関わる規定及び職員の氏名等の情報を明らかにする必要がある。

この点について、市委員会は、開票作業には、法第62条及び法第66条の規定にのっとり、開票立会人10人を定めて開票に立ち会わせ、開票管理者とともに投票の点検を行っているとする。また、開票所の出入りについては、入口に受付を設け、部外者が開票所に入らないようにしていると主張する。

しかし、開票立会人は特定の場所に配置され、作業の全てを見ることはできないと聞いている。また、開票作業に携わる市職員の所持品検査について説明がなく、これは、法第273条の「職員に選挙に関する事務を委嘱 したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない」という規定に違反するものである。

5 投票用紙の管理について

投票用紙の印刷方法、投票日までの管理方法、選挙で使用されなかった投票用紙の管理方法が適切でない疑いがある。この点について、市委員会は、投票用紙は印刷業者から納品後、市委員会の金庫で保管しており、投票所において使用されなかった投票用紙については、選挙終了後に市委員会で保管しているとする。しかし、投票用紙の保管場所及び保管方法等については、具体的に説明していない。

裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書を、申立人からは反論書を徴し、これらを慎重に審理した。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項に規定されているように、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」(昭和61年2月18日最高裁判決)とされている。

また、「選挙結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の管理執行の手続に関する規定違反について、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生

ずる可能性のある場合」(昭和29年9月24日最高裁判決)とされている。

当委員会は、以上の観点から、申立人の主張する理由について、次のとおり判断する。

1 投票数が投票者数を1票上回るという事案の発生について

本件選挙において開票の結果、投票総数が投票者数を1票上回る事案が発生している。市委員会は、選挙後に 未使用投票用紙の数と投票録等を照合したが、投票に関しては誤りは発見されず、開票段階での計数誤り又は記 入誤りの可能性が高いと結論するが、原因の断定には至らなかった旨を、平成30年9月28日付けで公表した。 申立人は、本件選挙において発生した1票の不一致の原因が究明されない限り、本件選挙は無効であると主張 する。しかし、1票の不一致が生じたという事実は、通常、個々の候補者の当選無効の原因にはなり得ても、こ のことのみでは、選挙全体の無効原因とはならないものである。さらに言えば、他にも違法な投票があったと認 める具体的根拠がないこと、最下位当選人と次点候補者の得票数の差は437.206票であったことから、当 落の結果に異動を及ぼすものとも認められず、当選無効の原因にも該当しない。

2 投開票所における選挙管理委員や職員の役割について

申立人は、市委員会は市職員等の役割を具体的に説明しておらず、これは法第273条の「職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない」という規定に違反すると主張する。同条は、選挙に関する事務の委嘱を受けた職員が、臨時に委嘱された者であるという安易な考えで事務を行わないように設けられた規定であると解されているが、申立人は、当該規定に関してどのような違反があったのか、具体的な事実を示していない。

3 期日前投票と投票箱の管理について

申立人は、期日前投票の投票箱の閉鎖方法が十分に厳重でなかった可能性があるとの疑念を示しているが、この点について、市委員会は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第49条の7の規定により読み替えた令第43条に従い、投票管理者及び投票管理者の指定した投票立会人が施錠を行ったとしており、これを否定する特段の理由もないことから、法令違反は認められない。

また、投票箱の送致について、申立人は、選挙の期日に開票所において、期日前投票の投票箱の送致が一人で行われたとの情報を示し、これは法第55条の「投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱(略)を開票管理者に送致しなければならない」という規定に違反すると主張する。しかし、期日前投票の投票箱については、法第48条の2第5項により読み替えた法第55条が適用され、同条では、投票箱は期日前投票が行われる末日に市委員会に送致され、市委員会は当該投票箱を選挙の期日に開票管理者に送致するよう定めている。この場合には、市委員会から開票管理者への送致に従事する人数の規定はなく、投票立会人等の随行は必要とされていないため、申立人の示した情報が事実であったとしても、選挙の規定に違反するものではない。

4 開票作業について

申立人は、市委員会は開票作業に携わる市職員の所持品検査について説明していないとし、これは法第273条の「職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない」という規定に違反すると主張する。同条の趣旨は前述のとおりであるが、申立人は、当該規定に関してどのような違反があったのか、具体的な事実を示していない。

5 投票用紙の管理について

申立人は、投票用紙の印刷方法、投票日までの管理方法及び選挙で使用されなかった投票用紙の管理方法が適切でない疑いがあるとし、市委員会はこれらについて具体的な説明をしていないと主張する。しかし、申立人は、投票用紙の保管方法等に関して、どのような選挙の規定違反が存在したのか具体的な事実を示していない。また、申立人は上記1~5以外にも本件選挙の管理体制に関する疑義を主張するが、それらについてはいずれも

法令等の違反があったことを示す具体的な事実を示していない。

以上のことから、この審査の申立てにおいて、申立人による選挙の無効を求める主張には理由がない。よって、 当委員会は、主文のとおり裁決する。

なお、本件選挙では、前述のとおり、開票の結果、1票の不一致が発生しており、これがこの審査の申立ての理由の一つともなっている。この不一致は、この審査の申立てに対する結論を左右するものではないが、適正な選挙の管理執行への選挙人の信頼を損ないかねないものであるため、市委員会には、再発防止に向けた取組に努めるよう要望する。

平成31年2月13日

群馬県選挙管理員会 委員長 松 本 修 平

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成31年2月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 松 本 修 平

「富士重工業健康保険組 表1の項中「前橋市朝日町三丁目21番36号」を「前橋市朝倉町389番地1」に、 医療法人宏愛会 介護 合 介護老人保健施設憩いの里八休苑 同 新田赤堀町128番1号 プ を「医療法人宏愛会 介護老人保健施 老人保健施設 宏愛苑 司 六千石町59 設 宏愛苑 同 六千石町59」に改め、同表2の項中「住宅型有料老人ホーム グランポルト前橋 昭和町三丁目11番18号」を「住宅型有料老人ホーム グランポルト前橋 同 昭和町三丁目11番 地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと 同 富士見町小沢207 18号 同 鶴生田町1970-53」を「特別養護老人ホーム 鶴 司 龍舞町285番地 「特別養護老人ホーム 高原園 10ヶに、 番地1 特別養護老人ホーム 鶴生田園 「特別養護老人ホーム 小百合荘 同 大手町8-25 生田園 鶴生田町1970-53」に、 特別養護老人ホーム 赤羽の郷 同 赤生田町648-9」を「特別養護老人ホーム 赤羽の郷 同 赤生田町648-9」に改める。

人事委員会規則

職 平成三十一年二月二十六日 i 員の給与の支給に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

:馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第一号

部を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 の

別表第三のうち六警察の表警察本部の項中 会計参事官」 「総務参事官」 を 会計統括完 官官官

同表警察署の項中「管理 に

「人身安全対策統括官」を を 管理官」 に改める。 特殊詐欺対策統括官」「人身安全対策統括官 に改め、

官

この規則は、

平成三十一年三月八日から施行する。

平成三十一年二月二十六日 |員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。

0)

一部

を次

算指導官 調度契約指導官」を「予算指導官」に、「交別表一警察の部警察本部の項中「企画官」を「企画官 「交通安全施設整備指導官 運転免許試験指導官」に改める。 「交通安全施設整備指導官」を画官(文書管理指導官」に、「予

の規則は、 平成三十一年三月八日から施行する。

■ 監査委員公告

◎監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の 結果を次のとおり公表する。

平成31年2月26日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 同 林 章 司 萩原 渉 同 水野俊雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の 趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象機関 地域機関等84機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 2件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 6件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎行政県税事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま男女共同参画センター (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
女性相談所 (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

	1
近代美術館 (平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所(平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所(平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所(平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま学園 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
安中保健福祉事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
衛生環境研究所 (平成31年1月31日)	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入する場合、予 定価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積 書を徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知(平成12 年3月31日会第28号)により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項 第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。 当該機関は、物品の購入に当たり、同一日に同一の者を相手方とする「物 品購入等回議書」を複数回、起案したが、予定価格の合計額が130,14 0円であり、計画的に発注を行っていれば、3人以上の者から見積書を徴す るなどして、経費を削減することができた可能性があった。
発達障害者支援センター (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (平成31年1月31日)	(指摘事項) 当該機関は、非常勤嘱託職員に係る健康保険料、厚生年金保険料及び介護 保険料に関する手続について、次のとおり適正を欠くものがあった。

|(1) 健康保険法第48条及び同法施行規則第27条並びに厚生年金保険法第 27条及び同法施行規則第19条の5において、適用事業所の事業主は、 被保険者の賞与額に関する事項を、賞与を支払った日から5日以内に保険 者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月29日に支給した非常勤嘱託職員の期末手 当相当額に関する事項について、支払った日から5日以内に届け出なかっ たため、支給時に控除した健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料の 保険料額の決定がなされず、同年9月30日まで歳計外現金に204,9 72円の残金が生じていた。 (2) 健康保険法第36条及び厚生年金保険法第14条において、その事業所 に使用されなくなった日の翌日に、被保険者は資格を喪失するとされてお り、健康保険法第48条及び同法施行規則第29条並びに厚生年金保険法 第27条及び同法施行規則第22条により、事業主が被保険者の資格の喪 失に関する事項を保険者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとさ れている。 当該機関は、平成30年6月30日に退職した非常勤嘱託職員につい て、資格喪失日を同年7月1日とすべきところを、誤って同年6月30日 と届け出たため、6月分報酬及び期末手当相当額の支給時に控除した健康 保険料及び厚生年金保険料の保険料額の決定がなされず、事務監査日(同 年11月28日)現在において、歳計外現金に42,315円の残金を生 じさせ、結果として、当該非常勤嘱託職員の健康保険等の加入期間に係る 更正手続が必要となった。 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 食品安全検査センター (平成31年1月31日)

(5) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場(平成30年11月15日)	(指摘事項) 健康保険法第48条及び同法施行規則第24条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に保険者等に届け出なければならないとされている。また、厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第15条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。当該機関は、平成30年5月21日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者となる臨時雇用者1名を雇用したが、事務監査日(同年10月31日)現在において、資格の取得に関する事項を届け出ないまま賃金から被保険者負担分の保険料を控除しており、歳計外現金に49,648円の残金が生じていた。 (注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。当該機関は、平成30年9月26日に資金前渡された負担金15,340円及び手数料600円について、事務監査日(同年10月31日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。

(6) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
農業技術センター	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(平成30年11月28日)	
蚕糸技術センター (平成30年11月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (平成30年11月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (平成30年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所(平成30年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
群馬産業技術センター (平成30年12月18日)	(注意事項) 当該機関は、平成30年6月18日付けで契約締結した特殊業務従事者健康診断業務委託について、複数の項目を設定する複数単価契約とし、各項目ごとに予定単価を設定していたが、複数の項目において、予定単価を上回る見積単価をもって契約していた。 また、見積依頼通知に予定数量や契約相手方の決定要件などを記載していなかった。
繊維工業試験場 (平成30年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (平成31年1月17日)	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る 用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命 令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月8日に資金前渡された負担金7,500円に ついて、事務監査日(同年11月29日)現在において、用件終了後10日 を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。

(9) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所(平成31年1月31日)	(注意事項) 契約に当たっては、地方自治法第234条第3項で「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする」とあり、群馬県財務規則運用通知(規則第169条関係)では、「予定価格は、収入の原因となる契約にあっては、契約しうる最低の限度額を意味する。」とある。 当該機関は、平成30年5月18日付けで古紙等資源物売買契約(複数単価契約)を締結し、古紙等資源物を定期的に業者に売り払い、その代金を雑入として受け入れているが、4項目ある契約単価の全てが予定価格を下回っ

	ていた。
藤岡保健福祉事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (平成30年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (平成30年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生保健福祉事務所 (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林保健福祉事務所 (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所(平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
図書館(平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習センター (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北毛青少年自然の家 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校 (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋南高等学校 (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (平成30年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (平成30年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (平成30年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生南高等学校 (平成30年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生西高等学校 (平成30年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
1	

渋川高等学校 (平成30年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (平成30年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (平成31年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (平成31年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (平成30年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (平成31年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (平成30年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校(平成30年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (平成31年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (平成30年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

前橋東警察署 (平成30年11月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署(平成30年11月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署(平成30年11月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (平成30年11月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (平成30年11月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署(平成30年11月19日)	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例に基づく講習手数料に係る平成30年9月分の証紙消印実績報告書を作成する際、30,650円とすべきところを誤って68,650円とし、本部会計課長に提出した。
吾妻警察署 (平成30年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (平成30年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により実施した随時監査の結果を次 のとおり公表する。

平成31年2月26日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 林 章 同 同 萩原 涉 水野俊雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨にのっとって 適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の 合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象機関 地域機関等10機関
- 4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
- (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
- (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎行政県税事務所 (平成30年10月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
土屋文明記念文学館 (平成30年9月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
安中保健福祉事務所 (平成30年9月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡土木事務所 (平成30年10月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
吾妻環境森林事務所 (平成30年9月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
吾妻農業事務所 (平成30年10月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(6) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

利根沼田環境森林事務所 (平成30年10月25日)	指摘事項、	注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (平成30年10月12日)	指摘事項、	注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日) 監査の結果	
生涯学習センター (平成30年9月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (平成30年10月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の 結果を次のとおり公表する。

平成31年2月26日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 林 章 萩 原 同 渉 水野俊雄 同

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監 査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象団体 31団体
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 1件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
監査年月日	平成30年9月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	えん
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬交響楽団
監査年月日	平成30年9月13日
	生活文化スポーツ部、企業局 (1) 補助金 263,970,000円 ・群馬交響楽団運営費等補助金 ・群馬県企業局助成金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟の共同体
監査年月日	平成30年9月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 指定管理料 43,592,000 円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	渋川商工会議所
監査年月日	平成30年9月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 29,839,211円 ・群馬県小規模事業経営支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般財団法人高崎市都市整備公社
監査年月日	平成30年9月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ウエストパーク1000 指定管理料 37,100,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
監査年月日	平成30年9月18日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 512, 275, 000円(県出資比率 82.1%) (2) 補助金 4, 500, 000円 ・群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金

|指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 監査の結果

監査対象団体	学校法人太田アカデミー
監査年月日	平成30年9月19日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 41,964,000円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県私学振興会
監査年月日	平成30年9月21日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 41.9%) (2) 補助金 190,477,693円 ・群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金 ・群馬県私学団体研修事業費等補助金 ・群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金 (3) 貸付金 新規貸付 50,000,000円 残高 0円 ・群馬県私学経営安定資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人アルカディア
監査年月日	平成30年9月25日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県精神障害者援護寮 指定管理料 28,956,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	宗教法人榛名神社
監査年月日	平成30年9月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 9,084,000円 ・文化財保存事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社ぐんまフラワー管理
ニ	体式芸仙へんまとうり一官理

監査年月日	平成30年9月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ぐんまフラワーパーク 指定管理料 167,290,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社三商
監査年月日	平成30年9月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・玉村ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 181,587,919円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	桐生広域森林組合
監査年月日	平成30年10月1日
監査対象とした財政的援助等の内容	環境森林部 (1) 補助金 28,315,781円 (うち546,000円は平成28年度支出分) (うち9,458,100円は平成28年度からの繰越分) (うち1,426,000円は平成30年度への繰越分) ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県林業作業道総合整備事業補助金 ・群馬県間伐・間伐材等生産促進事業 ・群馬県森林病害虫等防除事業補助金 ・群馬県森林獣害被害木処理支援事業補助金 ・群馬県森林獣害被害木処理支援事業補助金 ・群馬県森林戦界明確化事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬中央バス株式会社
監査年月日	平成30年10月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 補助金 8,099,000円 ・群馬県バス運行対策費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県民会館管理共同事業体

監査年月日	平成30年10月2日
	生活文化スポーツ部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県民会館(ベイシア文化ホール) 指定管理料 123,800,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	赤城南麓森林組合
監査年月日	平成30年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 補助金 15,366,284円 (うち1,823,000円は平成28年度支出分) (うち5,403,939円は平成28年度からの繰越分) ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県間伐・間伐材等生産促進事業 ・群馬県間伐総合対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人共愛学園
監査年月日	平成30年10月4日
	総務部、教育委員会 (1) 補助金 668,607,539円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県高等学校等就学支援金及び事務費補助金 ・群馬県私立小中学校等児童生徒経済的支援実証事業費補助金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金 ・群馬県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金 ・昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
監査年月日	平成30年10月9日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬ヘリポート 指定管理料 25,167,240円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益社団法人群馬県畜産協会
監査年月日	平成30年10月10日
監査対象とした	農政部

	材政的援助等の 内容	(1)補助金 13,661,800円・群馬県畜産振興事業補助金(2)負担金 10,560,000円・獣医師養成確保修学資金貸与事業
E	監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査年月日	平成30年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	こども未来部 (1) 県出捐金 30,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・ぐんまこどもの国児童会館 指定管理料 152,000,000円
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、指定管理者として、ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づき管理及び運営の業務等を行い、清掃業務については、専門の事業者に委託をしている。 業務の委託に関しては、群馬県児童健全育成事業団会計規程第43条の規定により、予定価格が50万円以上の場合、3人以上を指名しての競争入札によらなければならないこととされており、同規程第44条第1項第1号の規定により、予定価格が20万円以上(工事並びに修繕にあっては30万円)の随意契約をしようとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。また、同規程第54条の規定により、この規程に定めるもののほか、会計及び財務の手続きに関し必要な事項は、群馬県財務規則を準用することとされている。 当該団体は、清掃業務委託契約に係る指名競争入札において、第2回目入札の応札者が一者で不調となったため、競争入札手続をやり直すか、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行するべきところ、当該応札者と第2回目の入札価格をもって随意契約を締結したため、結果として、契約金額は競争入札に付するときに定めた予定価格を超えていた。

監査対象団体	赤城大沼用水土地改良区
監査年月日	平成30年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 76,500,000円 (うち19,116,000円は平成28年度支出分) (うち33,384,000円は平成28年度からの繰越分) ・地域用水環境整備事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査年月日平成30年10月12日監査対象とした 財政的援助等の(1)補助金 29,169,000円	監査対象団体	社会福祉法人上毛愛隣社児童養護施設地行園
	監査年月日	平成30年10月12日
内容 ・ 群馬県次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策に係る分) 県費補助金 ・ 群馬県児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金	財政的援助等の	(1) 補助金 29,169,000円 ・群馬県次世代育成支援対策施設整備交付金(児童虐待防止対策に係る分) 県費補助 金

|指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 監査の結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県青少年育成事業団
監査年月日	平成30年10月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 県出捐金 104,000,000円(県出資比率 49.9%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県青少年会館 指定管理料 65,824,920円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	みかぼパークマネジメントJV
監査年月日	平成30年10月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・みかぼ森林公園 指定管理料 5,210,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人桐生地域地場産業振興センター
監査年月日	平成30年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 10,000,000円(県出資比率 39.8%) (2) 補助金 3,300,000円 ・群馬県地場産業総合振興対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	スバルリビングサービス株式会社群馬事業所
監査年月日	平成30年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・上武ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 67,677,158円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査年月日	平成30年10月23日
監査対象とした	生活文化スポーツ部、企業局

財政的援助等の 内容	(1) 県出捐金 502,700,000円(県出資比率 68.9%) (2) 補助金 354,240,353円 ・群馬県スポーツ振興費補助金
	(3) 公の施設の管理(指定管理)
	・群馬県総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンター)
	指定管理料 226,113,000円 (利用料金制)
	・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
	指定管理料 148,722,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県住宅供給公社						
監査年月日	平成30年10月23日						
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 県出資金 30,000,000円(県出資比率 75.4%) (2) 負担金 13,882,848円 ・地方職員共済組合団体共済部負担金 (3) 貸付金 新規貸付 1,924,680,000円 残高 0円 ・群馬県住宅供給公社貸付金						
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。						

監査対象団体	公益財団法人群馬県教育文化事業団						
監査年月日	平成30年10月30日						
	生活文化スポーツ部、教育委員会 (1) 県出捐金 261,100,000円(県出資比率 99.8%) (2) 補助金 98,112,138円 ・群馬県教育文化事業団運営費補助金 ・高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金						
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。						

監査対象団体	武尊山観光開発株式会社
監査年月日	平成30年10月30日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出資金 119,000,000円(県出資比率 31.3%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場 指定管理料 7,616,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人一葉
監査年月日	平成30年11月8日

- 1	監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 43,470,000円 ・群馬県介護基盤等整備事業費補助金
	監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県知事から講じた措置について 通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年2月26日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 萩 原 同 渉 水野俊雄 同

監	查	対 象	機	関	前橋土木事務所
監査		の公	表年月	月日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
监	查	0)	結	果	(注意事項) 当該機関は、A社と平成29年2月23日付けで契約締結の日から同年5月11日を契約履行期間とする単独道路維持修繕事業(除雪)春除雪(0県債)業務委託契約を締結した。その後、同社と同年4月4日付けで契約締結の日から同年5月30日を契約履行期間とする同一区間の単独道路維持修繕事業(除雪)春除雪業務委託契約を締結した。 当該業務委託契約において、次のような誤りがあった。 (1)同年4月4日付け契約における業務完了報告書の中に、契約履行期間以前の除雪作業の実績が含まれていた。 (2)各契約の業務委託契約約款第31条第1項及び2項において、受注者は業務の完了を発注者に通知しなければならず、発注者は当該通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を実施し、結果を通知することとされている。当該機関は、それぞれの契約において、業務完了通知を受けた日から10日以内に検査を完了していなかった。
講	じ	た	措	置	今後は、関係法令及び契約条項を遵守するとともに、複数人により業務内容や業務 実績・完了の確認を行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うこととし た。

監	查	対	象	機	関	高崎土木事務所
監査	査結り	果の	公表	年月	日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
監	査	0)	結	果	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項の規定により、地域機関の長は、毎月 証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳 入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県採石法関係手数料条例の規定に基づき、平成30年2月27日 に岩石に係る採取計画の認可を申請する者から、1件52,000円分の群馬県証紙 (以下「本件証紙」という。)が貼付された採取計画認可申請書の提出を受けたた

					め、本件証紙に消印した後、証紙消印実績簿に記載したが、本件証紙の消印について、同年2月分実績としてだけでなく、同年3月分実績としても証紙消印実績報告書を作成し、主務課長に提出していた。 その結果、事務監査日(平成30年5月15日)現在、県の一般会計の歳入が52,000円過大になっていた。
講	じ	た	措	置	過大となっていた52,000円については、平成30年8月2日付けで一般会計の砂防費(23節償還金利子及び割引料)から収入証紙特別会計の雑入(会計課)へ公金振替を行った。 再発防止を図るため、証紙消印実績報告書を作成し決裁を受ける際には、証紙消印実績簿の写しを添付し、複数の者により内容をチェックすることとした。

監	査	対 釒	象機	関	吾妻環境森林事務所
監査	査結り	果の公	表年月	月日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
監	查	Ø	結	果	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされており、同規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。また、群馬県県税条例施行規程第31条において、森林事務所長は、毎月群馬県収入証紙条例施行規則第4条の規定による狩猟税の収納状況を翌月5日までに狩猟税収納通知書により課税地を所管する行政県税事務所長に通知しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例第2条及び第3条並びに群馬県県税条例第226条第1項の規定に基づき、手数料及び狩猟税分の群馬県証紙が貼付された平成29年10月3日付けの狩猟者登録申請書の提出を1件受けたが、登録要件に不備があったことを理由として処理を保留し、証紙に消印しないまま事務監査日(平成30年5月9日)現在まで保管していた。
講	じ	た	措	置	本件登録申請書については、平成30年6月20日、申請者に経緯を説明し返還をした。 今後、登録申請書については、申請書の記載内容及び必要書類を確認し、不備がある場合は返還をし、申請書の記載内容及び添付書類等が全て整った後に受理する。 また、申請書の受理後は、速やかに消印をし適正に事務処理を行うことを徹底することとした。

監	査	対 1	象機	関	中之条土木事務所
監査		具の公	表年)	月日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
監	査	Ø	結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第200条第1項の規定により、契約保証金は契約の相手方がその 契約を履行した後に、これを還付しなければならないとされている。 当該機関は、A社と平成29年4月20日付けで契約締結日から同年11月15日 を契約履行期間とする単独公共道路維持管理(委託料)山岳道路維持管理業務委託契 約を締結し、契約保証金1,200,000円を歳計外現金に受け入れたが、A社が同 年11月15日に契約を履行したにもかかわらず、事務監査日(平成30年4月26 日)現在において、契約保証金が還付されていなかった。
講	じ	た	措	置	契約保証金1,200,000円については、事務監査後、A社に直ちに契約保証金還付申請書の提出を依頼し平成30年5月9日に還付した。 今後は、還付の失念を防止するため、関係書類のチェックリストに還付時期を明記して還付漏れを防止するとともに、複数職員による確認を徹底していくこととした。

監	査	対	象	機	関	沼田土木事務所
監査		きのと	公表	年月	日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
監	査	0) ř	結		(注意事項) 群馬県道路占用料徴収条例第3条第1項の規定により、占用の期間が翌年度以降に わたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日ま でに徴収するものとされている。 当該機関は、同条例に基づき、道路占用の許可を受けた者から道路占用料を徴収し ているが、平成29年度分の継続に係る占用料について、同条例で規定する期限内に 徴収(納入の通知)していないものがあった。
講	じ	た		措	置	再発防止のため、関係法令を遵守し、複数人による書類及び入力の確認を行う等所 属内のチェック体制を強化し、適正な道路占用料の徴収事務を行うこととした。

監	査	対	象	機	関	館林土木事務所
監	査結り	果の!	公表年	年月	日	平成30年8月28日(群馬県報第9629号)監査公表第11号
監	查	T.	新	古 ;		(注意事項) 当該機関は、平成29年12月1日付けで道路除雪業務について委託契約(単価契約)を締結した。 道路除雪委託契約約款第15条により、業務委託料は、契約単価及び業務委託料の算定基準により、除雪機械ごとの1時間(㎡)あたりの単価に除雪等の作業に要した当該機械の実働稼働時間(発注者の確認した作業日報の延べ時間)を乗じて得た額及び除雪機械ごとの機械固定費を加算した額とするとされているが、発注者の確認した作業日報の延べ時間について確認漏れがあったため、受注者へ支出していた金額が10,865円過少であった。
講	じ	た	. 捐	当	置	過少であった10,865円については、平成30年10月11日に当該受託業者へ支出した。 また、再発防止に向けて、係内での検算・審査のダブルチェック及び他係の検算・審査の徹底を図り、適正な事務処理に努めることとした。

監	査	対	象	機	関	消防保安課
監	査結り	果の	公表	年月	日	平成30年9月25日(群馬県報第9637号)監査公表第13号
鮨	查	0		結	果	(注意事項) 公共料金その他経費を自動口座振替の方法により支払う場合について、群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第9条第1項において、自動口座振替に係る前渡金の精算に当たっては、精算残金がない場合は、当該料金の支払から10日以内に記帳済通帳を支出命令者に提示すること、同条第2項において、支出命令者は記帳済通帳の備考欄に確認印又はサインをすること、同条第3項において、精算残金がある場合は通常の戻入による精算手続を行うこととされており、また、群馬県財務規則第95条第5項において、前渡金の精算確認において残金があるときは、直ちに戻入することとされている。 当該機関は、電話料金等を自動口座振替の方法で支払うため、資金前渡職員口座を開設し、当該口座に支出しているが、平成29年6月30日以降の支払について、前渡金の精算手続を行っていなかった。また、平成30年2月分の携帯電話料金13,104円の支払に当たり、同年3月12日に同年4月2日を支払日とする資金前渡職員口座への支出回議を行ったにもかかわらず、誤って同年3月19日に同様の支出回議を行ったことにより、同年4月2日に資金前渡職員口座に合計26,208円を支出したため、同日に自動口座振替された13,104円を除く13,104円が残金

					となったが、同年7月17日まで戻入していなかった。 さらに、平成30年5月分のプロバイダー料金2,138円の支払に当たり、資金 前渡職員口座への支出を行わなかったにもかかわらず、資金前渡職員口座に残金があ ったことから、同年6月5日に自動口座振替された事例が認められた。
講	じ	た	措	置	再発防止のため、上記の事案発生を確認以降、所属内での公共料金の支払日及び金額に係る情報の共有化、複数職員による確認等、チェック体制の強化を行うこととした。 また、所属内で公共料金の支払いに関する事務取扱の再周知及び注意喚起を行った。

監	查	対 9	良 機	関	緑化推進課
監査	査結り	果の公	表年月	月日	平成30年9月25日(群馬県報第9637号)監査公表第13号
監	查	Ø	結	果	(指摘事項) 当該機関は、平成24年4月1日に臨時雇用者1名を新規に雇用し、平成29年3月31日まで雇用した。また、平成24年7月1日に臨時雇用者1名を新規に雇用し、事務監査日(平成30年7月11日)現在まで雇用している。 当該臨時雇用者の雇用について、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1)臨時雇用者の勤務条件等は、群馬県臨時雇用者取扱基本要領により定められている。また、臨時雇用者の休暇等は、平成28年度は臨時雇用者の休暇取扱要領、平成29年度は非常勤職員の休暇等取扱要領により定められている。当該機関は、上記要領等に定めがないにもかかわらず、臨時雇用者2名に対し、平成28年4月から平成30年3月までの間に勤務した休日の代休を指定し、代休取得日(25日、115,147円)を賃金の支給対象としていた。 (2)群馬県臨時雇用者取扱基本要領第3条及び第9条において、第1種臨時雇用者の1週間の勤務日数は5日以内とされている。当該機関は、第1種臨時雇用者1名について、平成29年4月2日から平成30年2月17日までの46週のうち8週において、1週間の勤務日数を6日としていた。
講	じ	た	措	置	再発防止を図るため、臨時雇用者の雇用に係る諸規定の遵守を徹底するよう全職員に周知した。 併せて、臨時職員に対する休日勤務の割振りを行わないこととするとともに、勤務予定表や休暇簿等の管理職によるチェック体制の一層強化を図る等臨時雇用者に係る休暇の取得手続を見直した。

監	査	対 1	象 機	関	農村整備課
監査		果の公	表年	月日	平成30年9月25日(群馬県報第9637号)監査公表第13号
監	查	0	結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入する場合、予定価格が 10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければ ならないこととされ、群馬県財務規則運用通知(平成12年3月31日会第28号) により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのな いようにすることとされている。 また、同規則第218条第1項の規定により、県庁にあっては、一部の場合を除 き、物品購入依頼回議書及び物品購入依頼書兼契約締結回議書により、会計局長に物 品の購入を依頼するものとされている(以下「購入依頼手続」という)。 当該機関は、物品の購入に当たり、2回に分けて発注したため、予定価格の合計額 が10万円以上であるにもかかわらず、購入依頼手続をしていなかった。
講	じ	た	措	置	再発防止に向け、関係法令等の確認及び周知を徹底するとともに、複数職員による 確認など、所属内のチェック体制を強化することとした。

監	査	対 1	象機	と 関	産業人材育成課
監	査結身	果の公	表年	月日	平成30年9月25日(群馬県報第9637号)監査公表第13号
監	查	O	結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、予定価格が30万円以上の工事を 契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないことと され、群馬県財務規則運用通知(平成12年3月31日会第28号)により、一度で 結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにするこ ととされている。 当該機関は、工事の発注に当たり、2回に分けて発注したため、予定価格の合計額 が333,720円であるにもかかわらず、3人以上の者から見積書を徴することな く契約を締結していた。
講	じ	た	措	置	群馬県財務規則等関係法令の確認を徹底の上、適正な事務を行うよう、所属の全職 員に周知徹底し、再発の防止に努めることとした。

■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

群馬県公安委員会委員長 宇 敷 正

群馬県公安委員会規則第2号

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次 のように改正する。

- 第14条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83 号) に関すること。
- 第15条の2中第4号を削り、第5号を第4号とする。
- 第19条の2第1号中「及び調整」を「、調整及び指導」に改め、同条第3号中「刑事指導室」を「公判対策」 に改める。
 - 第22条中第7号を削り、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。
 - (6) 麻薬、覚醒剤等薬物事犯の取締りに関すること。
 - (7) 拳銃等銃器事犯の取締りに関すること。
 - 第25条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
 - (5) 交通安全教育隊に関すること。
 - 第44条の4を削る。
 - 第46条の3を削る。
 - 第47条の2を第47条の2の2とし、第47条の次に次の1条を加える。
- (交通安全教育隊)
- 第47条の2 交通企画課に、交通安全教育隊を附置する。

- 2 交通安全教育隊は、前橋市大手町一丁目に置く。
- 3 交通安全教育隊の事務は、交通安全教育に関することとする。

第50条の3(見出しを含む。)中「総務参事官」を「総務統括官」に改める。

第50条の3の2(見出しを含む。)中「警務参事官」を「警務統括官」に改める。

第50条の4の見出し及び同条第1項中「会計参事官」を「会計統括官」に改め、同条第2項中「会計参事官」を「会計統括官」に、「又は警視」を「、警視又は警察官以外の職員(以下「一般職員」という。)」に改め、同条第3項中「会計参事官」を「会計統括官」に改める。

第50条の5の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺対策統括官)

第50条の5の2 刑事部に、特殊詐欺対策統括官を置く。

- 2 特殊詐欺対策統括官は、警視正又は警視をもって充てる。
- 3 特殊詐欺対策統括官は、命を受け、特殊詐欺対策に関する事務を総括し、関係職員を指揮監督する。 第51条第2項中「警察官以外の職員(以下「一般職員」という。)」を「一般職員」に改める。 第54条中「部」を「部又は署」に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月8日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111